

回 答 書

平成 22 年 3 月 8 日

京都 市 中京 区 乌丸通二条下ル 秋野々町 529
番地 ヒロセビル 5 階
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏 殿

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

冠省

弊社は、貴法人からの2010年2月25日付「差止請求書（兼申込書）」（平成22年3月1日受領）に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

貴法人は、差止請求書において、弊社のFOMAサービス契約の一部の条項（FOMAサービス契約約款第67条及び料金表第1表第4-2-1中「2年定期契約にかかるもの」）が消費者契約法9条1項及び10条に該当し、無効であるとして、当該条項を内容とする意思表示の差止めを請求されておられます。

しかしながら、「ひとりでも割50」及

8-17

び「ファミ割MAX50」は、お客様の選択により、お客様がFOMAサービスの利用について2年間の定期契約をされた場合において、同サービスの月々の基本使用料を半額にさせていただく等の割引を行う制度であり、お客様の便益、弊社の費用及び損失等を総合的に考慮して、お客様のご負担を軽減するよう配慮しております。

したがって、弊社と致しましては、貴法人ご指摘の規定が消費者契約法9条1項又は10条に該当するものではないと考えております、貴法人のご請求に応じることはできません。

草々

【本社所在地】

〒100-6150

東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー

この郵便物は平成22年3月9日第67781号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

